

医療メモQ&A

…地域保健法について…

Q1：なぜ、地域保健法が制定されたのでしょうか

A：急激な社会環境の変化に対応して地域保健対策の総合的な推進と保健・医療・福祉の連帯強化を図る目的で地域保健法が、昨年6月国会で成立し制定されました。引き続いて、昨年12月には厚生大臣が「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」を告示し、平成9年4月には正式に施行されることになりました。

このことにより、約半世紀の歴史を持つ「保健所法」が「地域保健法」へと変更になり、地域保健に関しての権限は国から市町村に移譲され、国、都道府県、市町村の役割分担が明確化されることとなります。

反面、多くの権限を市町村へ一方的に押しつけ、財政的にはスリム化を図る国の狙いは明白であり、幾多の問題点を抱えているのが実情です。

Q2：これから地域における保健行政は、どう変わりますか

A：第一に、保健対策と福祉対策との連携が基本理念として明示されたことです。第二には、都道府県は二次医療圏および老人保健福祉圏を考慮して所管区域に保健所を設置しなければなりません。第三には従来、大都市では認められなかった保健センターが都市部全般においても設置できることになりました。

つまり、国は新たな地域保健システムの構築を自治体みずからの裁量権に委ねたわけですから、意思と能力のある市町村においては、地域保健の機能強化となりますが、弱小の市町村においては、むしろ衰退することも懸念されております。

Q3：それで保健所は、どう変わりますか

A：新しい保健所の役割は広域的、専門的かつ技術的な地域保健対策の拠点として機能を強化し、また規模の拡大と施設・設備等の充実を図って行くこととなります。高度でかつ専門的な監視・指導や試験検査までを行えるように、保健所の集約化を図るとともに機能の体系化をも行うこととしております。原則的には二次医療圏に1カ所を配置することとなっておりますが、地域の実情に合わせて流動的な対応もできるようになっております。

北海道の場合は、現在56ある保健所が25に統廃合されることになりそうです。特に道央の二次医療圏の場合、従来28カ所あった保健所がわずか8カ所に統廃合される可能性が高いようです。

Q4：地域保健センターとは、どんな施設ですか

A：現在、市町村が実施してきたものに健康教育、健康相談、健康診査などの老人保健事業がありますが、これに妊産婦・乳幼児の保健指導や保健診査、3歳児健診、栄養指導など従来、保健所が行ってきた業務を整理統合し、住民に対する身近で利用頻度の高い保健サービスを提供する保健活動の拠点として考えられているのが市町村保健センターであります。

Q5：札幌市の場合、保健行政はどう変わりますか

A：札幌市では、平成9年に豊平区の分区を予定しておりますので、地域保健法の完全実施はこの時期に合わせるように準備しております。その際には現在9カ所ある保健所を1カ所に統合し、保健センターは1区に1カ

所配置することを検討しており、全市で10カ所の保健センターが誕生することになります。そして札幌の場合、センター長には医師が就任する予定になっているようです。

Q 6 : 地域保健法の焦点は、どこにありますか

A : 地域の保健対策の総合的な推進と保健・医療・福祉の連携強化を目的としております。これを円滑に実施するためには、地域における保健所と保健センターの個数と配置が問題となるわけです。その地域にどのような機能を有する保健センターを、どこにどれだけ配置していくのか。また、それと連動す

る保健所を、どこにどれだけ設置し、どのような機能を担った保健センターといかに連携・協同していくのかが、大きな課題となるわけです。

そして保健センターの運営に関しては、市町村の医療保健協議会で検討されることになっており、医療の専門団体である医師会の意見が反映できるようにしなければなりません。また法的位置づけとして明記されてはいませんが、センター長には地域の医師会長も就任してもよい、といわれております。

今後、地域において郡市医師会の器量が問われることになりそうです。

(医政部担当理事 赤倉 昌巳)

〈札幌医通信投稿に当たってのお願い〉

1. 掲載号について

毎月の広報委員会において決定いたします。

2. 投稿内容について

個人を誹謗したもの、内容その他が掲載に支障があると広報委員会で判断した場合は、加筆、訂正、削除等を求めることがあります。掲載の採否は広報委員会にお任せ下さい。

3. 投稿枚数について

1回の投稿は原則として2ページを限度とします。長文原稿および連載ご希望の方は、あらかじめ広報部までご連絡ください。

札幌医通信原稿用紙(21字×12行)で

1ページ(1428字) 5枚半以内

2ページ(3192字) 12枚半以内

・ご希望の場合は札幌医信用原稿用紙(21字×12行)をお送りいたします。

・ワープロを使用の場合は1行を21字に設定して下さい。

4. 原稿の体裁等

1) 横書きといたします。

2) 引用文以外は、当用漢字、現代かなづかいを使用して下さい。

3) 明らかな誤字、脱字等は広報部で訂正し、著者校正は原則として1回といたします。

4) 別刷が必要な方は事前に広報部へお申し出ください(実費がかかります)

5. 原稿送付先

〒060 札幌市中央区大通西19丁目

札幌市医師会館

札幌市医師会 広報部

TEL (011)611-4181

FAX (011)643-1511